

みやざきサイクルツーリズム確立のための調査業務 企画提案競技実施要領

1 目的

本県の美しい景色や各地に点在する神話ゆかりの地、多彩な食などの資源を生かした、「みやざきサイクルツーリズム」を本県の観光の柱として確立し、新たな客層の獲得、消費拡大に繋げる。

そのため、ターゲットとする客層、魅力的なツアー形態等を明らかにし、着地型観光商品としてのサイクルツアー造成の基礎とする。

2 委託業務の内容

- (1) 業務名 みやざきサイクルツーリズム確立のための調査業務
- (2) 契約期間 契約締結の日から平成30年3月30日（金）
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 予算額 2,071,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 提出資料

- (1) 参加申込書 1部
企画提案競技に参加を希望する者は、参加申込書（様式第1号）を記載し、企画書とともに提出すること。
- (2) 企画書 A4サイズで5部
下記事項について提出すること。各社の提案は1社1案とする。
 - 調査の実施方法、手法案及び調査項目案
 - 県への報告書案
 - 上記業務の実施体制（スケジュールを含む）※別添仕様書で要求されていること以外で、事業目的に合致した提案、アピールポイント等があれば記載すること。
- (3) 契約実績 1部
既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績またはこの委託業務と同種、同規模以上の業務実績
※契約実績がない場合は、提出不要
- (4) 見積書 1部
委託業務の積算内容がわかるように記載すること。なお、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- (5) 提案事業者の概要書 5部
提案事業者の組織概要、組織体制、沿革などを簡潔に記載したもの。なお、自社パンフレット等の既存資料でも差し支えない。

4 審査方法

書類審査方式とし、提出された企画書等について書面審査を実施し委託先を決定する。審査基準をもとに最も優れた提案を行った提案者との間で、本委託業務の実施に関して必要な協議を行う（その際企画提案書の内容は、協議の上変更する場合がある。）ものとする。なお、候補者との間で協議が

合意に至らない場合は、次の審査結果上位者と協議を行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (3) 企画書等の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (5) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。

6 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 実施公告 | 平成29年12月15日（金） |
| (2) 質問票受付期限 | 平成29年12月21日（木） |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 平成29年12月25日（月） |
| (4) 審査結果通知 | 平成29年12月27日（水） |

7 提出方法

- (1) 提出期限 平成29年12月25日（月） 17時必着
- (2) 提出先 〒880-8501 宮崎県橘通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部 観光経済交流局 観光推進課 観光企画担当
電話：0985-26-7104（直通） 担当 牛ノ濱、北菌
- (3) 提出方法 上記提出先に郵送又は持参による（メール及びFAXは不可）

8 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 参加申込書等の提出をした以降契約締結までに、本要領中「5 参加資格」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合

②提出期限内に企画提案書の提出がなされなかった場合

③提出書類に虚偽の記載をした場合

④審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

- (7)提案内容についての質疑は、質問票（様式第2号）を電子メール（送信先：ushinohama-shinya@pref.miyazaki.lg.jp 件名：「サイクル調査に関する質問」）により12月21日（木）17時まで受け付ける（ただし審査内容に関する質問に関しては回答しない。）。質問票を送信する場合は、送信の事後に電話確認を行うこと。なお、回答については、原則として12月22日（金）までに電子メールにより回答する。ただし、その内容が軽微なものにあつては、観光推進課の担当者の口頭による回答のみとする。
- (8)企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (9)選考結果については、全参加業者に書面にて連絡する。
- (10)契約手続きに要する費用は業者負担とする。
- (11)決定した業者の提出した企画書の内容は、協議の上変更することがある。